

# 柳流二二二

NO. 122

2016年6月

### TPP 大筋合意 一日本の輸出入貨物量に与える影響は一

### 1. はじめに~TPP 交渉が 2015 年 10 月に大筋合意に到達~

2015年10月、TPP(環太平洋戦略的経済連携協定:Trans-Pacific Strategic Economic Partnership Agreement)交渉が大筋合意に達した。正式に発効すると、12カ国で世界経済の4割を占める巨大な自由貿易圏が誕生する。2013年3月時点の日本政府の試算では、TPP加入により日本経済全体で3.2兆円のGDP増加が見込まれる一方、農林水産業の生産額は3.0兆円の減少が予想されており、TPPが日本経済に与える影響が各界から注目されてきた。

TPPとは、FTA、EPAの一種で、太平洋を囲む多国間で域内経済の活発化を目的とし、環太平洋地域の国々による経済の自由化を目的とした経済連携協定である。特定の国や地域との間で、関税や数量制限など貿易の障害を削減・撤廃する協定をFTA(自由貿易協定:Free Trade Agreement)といい、さらに、モノの貿易だけでなく投資や労働力の移動、知的財産の保護などを含む幅広い経済活動の拡大に関する協定をEPA(経済連携協定:Economic Partnership Agreement)という。これまで日本が結んできたFTA・EPAは、二カ国間における協定が主であり(対ASEAN地域ともEPAを締結済)、複数国からなる協定は初めてとなる。

大筋合意では、モノの貿易における関税の撤廃がポイントとなっており、今後正式に発効すると、関税撤廃を通じて、日本と参加各国との輸出入貨物量が増加する可能性がある。特に、これまで日本がFTAを結んでいない米国、カナダ、ニュージーランドとの貿易の活性化も期待されよう(他の8か国については二カ国間FTA等を締結済)。

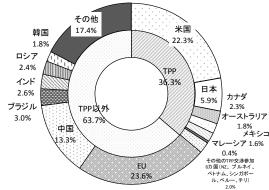
今回レポートでは、この TPP が発効となった場合、大筋合意の関税撤廃の内容を中心に、 TPP の関税撤廃による日本の輸出入貨物量に与える影響を定性的にみることとする。

### OTPP交渉参加12カ国の経済規模は3,100兆円で、世界全体の4割を占める。 OTPP経済圏の市場規模(人口の合計)は8億人で、世界全体の1割を占める。



出典:世界銀行データベース(基準年:GDP=2014年、人口=2014 ※1ドル=110円で換算(2014年度円相場平均)

図 TPP交渉参加国が世界全体のGDPに占める割合(2014年)



資料) World Economic Outlook Database April 2014 より作成

資料) 経済産業省

### 2. 関税撤廃による貨物量への影響は~輸出~

輸出貨物についてみると、工業製品では、日本を除く11カ国全体で99.9%の品目の関税が撤廃され、自動車、化学、家電製品など幅広い品目で輸出増が見込まれる。ただし、これはTPPの最終的な段階となる関税撤廃率で、一部の品目については、一定期間内に段階的に関税を引き下げ、最終的にゼロになる。発効後、即時に撤廃される工業製品の品目の率は、76.6%である。

特に、自動車部品(現行税率2.5%)については、米国向けで8割以上の品目が即時撤廃となり、日本がFTAを結んでいなかった米国向けの輸出増が期待されよう。

一方で、工業製品のうち、特に乗用車、バス、トラック等の自動車(完成車)の関税撤廃ついては米国、カナダ、ベトナムが長期的かつ段階的な撤廃を定めている。期待されていた日本最大の自動車輸出国である米国の自動車の関税は、現行の関税2.5%について15年から段階的な削減が始まり、完全撤廃は25年後と長期的なスケジュールになった。

農水産品については、日本を除く11カ国全体で98.5%の品目の関税が撤廃される(即時撤廃率84.5%)。

コメ、牛肉、果物等一部の品目は、米国、カナダ、メキシコ等で段階的な撤廃とされており、これらの品目・仕向地については、発効してもすぐに日本からの輸出増につながるものではない。

### OTPP の主な関税撤廃・削減品目(輸出)

	品目		輸出国	現在の関税	合意内容
工業製品	自動車関連	乗用車	米国	2.5%	15年目から削減を始め、25年目で撤廃
			カナダ	6.1%	5 年目撤廃
			ベトナム	77~80%	3000 α超:10 年目、 3000 α以下:13 年目
		自動車部品	米国	主に 2.5%	8割以上の品目で即時撤廃
	家電	ビデオカメ ラ	米国	2.1%	即時撤廃
		カラーテレ ビ	米国	3.9%~5%	即時撤廃
	化学	プラスチッ ク製品	米国	2.1%~6.5%	即時撤廃
			カナダ	3%~6.5%	即時撤廃
	繊維・ 繊維製 品	化合繊繊維	米国	$2.7\% \sim 13.2\%$	即時撤廃、5年目撤廃、11年目撤廃
		衣類	ベトナム	5%~20%	即時撤廃、5年目撤廃
	穀物	コメ	米国	1.4 セント/kg	5年目
農産品			メキシコ	20%	10 年目
			マレーシア	40%	11 年目
			ベトナム	22.50%	即時
	畜産物	牛肉	米国	枠内 4.4 セント/kg (200 トン)、枠外 26.4%	枠内:即時~10年目、枠外:日本向け 関税ゼロ割当 6,250トン(14年目)・ 15年目撤廃
			カナダ	26.5%	6年目
			メキシコ	枠内 2~2.5%(6,000 トン)	10 年目
			ベトナム	11.30%	3年目
	園芸	りんご	メキシコ	20% [枠内(日本向け):10%、 500 トン]	11 年目撤廃
			ベトナム	15%[7.3%]	3年目撤廃
]-%i	1内は 20	11 年 4 日 1 1	日時占の EPA	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	

※[ ]内は、2015年4月1日時点のEPA税率。

資料)経済産業省、農林水産省資料より作成。

### 3. 関税撤廃による貨物量への影響は~輸入~

輸入貨物についてみると、注目されていた農水産品で、コメ、麦、牛肉・豚肉、砂糖、乳製品等の主要5品目、オレンジやサクランボ、牛タン、氷菓、サバなど幅広い品目で輸入枠が設けられ、段階的な撤廃とされた。農水産品は、最終的に81.0%の品目で関税が撤廃される(即時撤廃率51.3%)。その他の即時撤廃される品目では、発効後に輸入量が急増する可能性もある。

工業製品では、日本は輸入工業品の大半ですでに関税を撤廃しているが、最終的に工業製品はすべての品目で関税がゼロとなる(即時撤廃率95.3%)。関税が残っていたプラスチック原料等の化学製品( $1.6\%\sim6.5\%$ )や、生地や衣類などの繊維製品(最大14.2%)は、発効後すぐに撤廃されることとなる。

THE STATE OF THE PARTY OF THE STATE OF THE S						
		品目	現在の関税	合意内容		
	主要5品目	**************************************	1 kg341 円	米豪に無関税輸入枠新設。米国は5		
		木		万½から段階的に引き上げて 13 年     目以降は 7 万½		
		小麦	国の輸入時に	優遇輸入枠を設定		
		7, %	1kg 約 17 円	輸入差益を 9 年目までに 45%削減		
		牛肉	38.5%	発効直後 27.5%、段階的に削減し、		
				16 年目以降 9%		
		甘味資源作物	粗糖 71.8 円	ほぼ現行制度を維持		
		H AN M MALL 1144	精製糖 103.1 円	加糖調製品に輸入枠を新設。		
		豚肉	1 kg482 円	段階的に削減、10年目以降50円に		
農				高価格品の関税(従価税)は 10 年目		
農産品				に撤廃		
品		バター・脱脂粉乳	-	最大7万~の低関税輸入枠を新設。		
	野菜	バレイショ	4.3%	即時撤廃		
		トマト	3%	即時撤廃		
		ニンニク、ネギ、	3%	即時撤廃		
		ニンジン、カブ、カボチャ				
		タマネギ	8.50%	6年目		
		マンゴー	3%	即時撤廃		
		ブドウ	7.8~17%	即時撤廃		
	果物	キウイフルーツ	6.4%	即時撤廃		
		生鮮バナナ	20~25%	11 年目		
		リンゴ	17%	11 年目		
	化学	プラスチック原料	1.6~6.5%	即時撤廃		
製工		有機化学品、無機化学品等	d til			
品業	繊維·	繊維・繊維製品ほぼ全て	生地:1.9~14.2%	即時撤廃		
/ <del>/**</del> ///!	繊維製品		衣類:4.4~13.4%	.,		

TPP の主な関税撤廃・削減品目(輸入)

資料)経済産業省、農林水産省資料より作成。

## 4. これまでの自由貿易協定(FTA、EPA)との大きな違いは何か〜特恵関税と原産地規則について〜

FTA による関税の撤廃や削減を受けるためには、各 FTA の原産地規則の条件を満たす必要がある。原産地規則とは、ある産品の原産地を特定するためのルールである。FTA 締約国の原産とみなされた産品は EPA による関税の撤廃や削減を受けることができる。他国産の産品のすり替えや迂回輸入を回避するため、全ての HS コードについて原産地規則が FTAで規定されている。工業品については、FTA 域内での付加価値が輸出製品の価値の一定割合を占めていること(付加価値基準)、または、輸出製品の製造に使用した非 FTA 加盟国産の原材料と輸出製品との関税分類が異なること(関税番号変更基準)とされている。

TPPでは、関税分類変更基準と付加価値基準の選択制となっている。付加価値基準の場合は、品目に応じて45%~55%となった。

特に自動車の完成車は、TPP に参加する国で生産された部品をどれぐらいの割合を使えば自動車の関税をゼロにするのか、交渉での大きな焦点となっていた。日本は、日本が使っている計算方法で 40%程度に近い低い水準にするよう求めてきた。これに対して、メキシコやカナダは、アメリカと結んでいる自由貿易協定ですでに 70%を上回る水準に設定していることを踏まえ、高い割合にするよう譲らず、対立してきた。交渉の結果、自動車本体の原産地規則の割合については 55%とすることで合意し、日本にとっては、メキシコなどに対して一定の譲歩をした形となった。

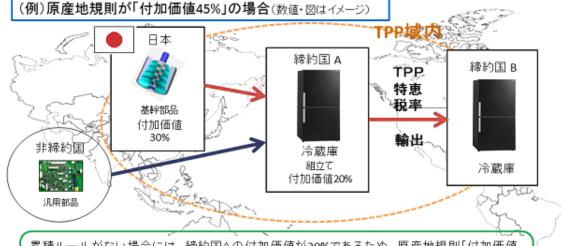
TPP とこれまで日本が締結してきた自由貿易協定 (FTA、EPA) との違いは何だろうか。 日本が締結してきた FTA、EPA では、2 か国間 FTA、EPA が主であったため、特恵税率の 適用の際に、国別に原産地規則の条件が異なっていた。そのため、輸出企業は異なる FTA、 EPA の相手国ごとに、また、輸出する個別製品それぞれに、適用される原産地規則が充足 されていることを確認し、継続して管理しなければならなかった。 TPP における原産地規 則は、複数国である 12 カ国内で原産地規則の統一が図られている。

特に大きな特徴として、TPPでは、複数の締結国において付加価値・加工工程の足しあげを行い、原産性を判断する完全累積制度を採用している。複数の締結国で付加された価値をすべて合せて最終産品のPSR(品目別規則)を満たせばよいので、TPPを利用する生産者は、複数の締結国の中で、生産者自身にとって最適な分業・生産体制を検討することが可能となる。自由貿易協定を結んだ国・地域内であれば、生産工程が複数国にまたがっても関税の優遇措置を受けやすくなり、TPP域内におけるモノの行き来の活発化が期待されよう。

### TPP における原産地規則

①品目別の原産地規 則が規定	①完成車の原産地規則 控除方式による付加価値基準を用いる場合55%。 ②自動車部品の原産地規則 関税分類変更基準と付加価値基準の選択制。控除方式 による付加価値基準の場合は、品目に応じて45%~55%。
②原産地規則の統一	TPP 特恵税率の適用が可能な12カ国内の原産地規則の統一(事業者の制度利用負担の緩和)。
③完全累積制度	複数の締約国において付加価値・加工工程の足し上げを行い、原産性を判断する 完全累積制度を採用。

### 「完全累積制度」概念図



累積ルールがない場合には、締約国Aの付加価値が20%であるため、原産地規則「付加価値 45%」を満たせないが、完全累積制度があれば日本の付加価値30%と締約国Aの付加価値 20%を加え、付加価値50%となり、付加価値45%を超えるため原産品として認められる。

(出所) 経済産業省

### 5. TPP 発効により、生産シフトはあるのか

自動車及び自動車部品の関税撤廃は多くの国で5年から10年(平均10年程度)かけての段階的撤廃にはなっているものの、現在東南アジアでは自動車生産国としてトップのタイ (TPP非加盟国) からマレーシア・ベトナム等TPP加盟国への生産シフトが、中長期的には進む可能性はある。

しかし、各紙によれば、トヨタはベトナムでの自動車組み立て生産の停止を検討している模様である。生産停止の検討理由は、ASEAN(AEC)の発足で、18年末までにASEAN域内でベトナムにおける自動車の関税撤廃されることが背景にある。ベトナムではすそ野産業が育っていないこともあり、自動車部品を輸入して現地で組み立てるよりも、TPP非加盟国であるがASEAN加盟国のタイから完成車を輸入した方が安上がりとなるためである。東南アジア域内ではTPPよりもASEAN(AEC)の影響の方が強いだろう。

一方、TPP非加盟国であるタイを自動車生産では既に追い越しているメキシコがTPPに加盟していることに鑑みると、完成車を含む自動車関連のサプライチェーンの再編が、徐々に進む可能性も考えられる。メキシコはエンジンパーツなどの品目を即時撤廃することから、日本やTPP加盟国から輸出⇒メキシコで組立て⇒TPP域内の国へ輸出といった、メキシコがFTAのハブとしての機能をもち、世界への輸出拠点となっていくことも考えられよう。

### 6. おわりに~TPP の影響はいつごろか~

このTPPの影響がでるのはいつ頃なのだろうか。関税撤廃に限ってみれば、一部の品目によっては段階的に撤廃されるため、即効性があるというわけではない。冒頭に挙げた2013年における政府試算も、全ての品目の関税が即時撤廃されることを前提としている。

2016年12月には再度試算を行っており、14兆円としているがこれも最終的に関税撤廃された場合を想定している。大筋合意後の政府試算では、投資ルールの共通化など関税以外の成果も織り込んだうえ、関税撤廃の例外が設けた農林水産業は悪影響を大幅に抑えられると想定した結果、経済効果が4倍超に膨らんでいる。

ただし、政府試算は、関税が完全に撤廃された後の試算となっており、段階的な引き下げとなった品目も少なくないため、貨物量への大きな影響は当面ないことが想定される。

また、TPPが実際に発効するためには、①参加全12か国が署名後2年以内に批准手続きを終えるか、②2年経過後も全参加国が批准手続きを終えることができない場合、全参加国の2013年の国内総生産(GDP)の合計の85%以上、かつ6か国以上が批准することが条件となる。②のケースでは、参加国のGDP合計の約60%を占める米国と、約18%の日本の批准が不可欠となる。各国の批准手続きがスムーズに進めば、2016~17年頃に発効する可能性もあるが、各国ともまだ反対意見・勢力が根強く、批准・発効までには曲折が予想される。大筋合意には至ったものの、発効するまでにはまだ時間がかかり、短期的には輸出入貨物量への影響はないものとみられる。

### KEY WORD

TPPの影響は、長期的にみれば、「世界経済の4割を占める巨大な自由貿易圏」の拡大により、工業製品や農水産品の日本の輸出入量、域内における貨物量の増大が期待される。

しかし、品目・国によっては、「関税の段階的な撤廃」となり、発効してもすぐに日本からの輸出増につながるわけではない。大筋合意となったものの、また、「批准・発効」までには曲折が予想され、短期的には、輸出入貨物量への影響は少ないものとみられる。

一日通総合研究所経済研究部